別添資料３

米国農務省における畜産物価格スプレッド公表について

１．　沿革

米国では、食肉、特に牛肉の流通において、20 世紀初頭から、と畜・食肉処理場を持つ業者（パッカーと呼ばれる）の寡占化が進んでおり（1920 年、上位 4 社で 49.0%）、これらパッカーにより、農家販売価格は安く、小売価格は高くなるような操作がなされているのではないかという議論が、長く続いてきた。

これに対し、米国農務省は、食品マーケティングシステムの効率性と公平性を測定することを目的に、農家販売価格、卸売価格、小売価格について、詳細な調査を行い、農家、パッカー、小売業者各々の取り分について、小売価格に占める割合（価格スプレッド）として、月ごとに計算を行い、公表してきている。（米国農務省のホームページでは、牛肉、豚肉は 1970 年まで、ブロイラーは 1980 年までさかのぼることができる。）また、随時、価格スプレッドの動向について分析も行っている。

米国農務省は、価格スプレッドを計算するための情報収集については、随時の変更を行ってきており、近年では、牛肉、豚肉、羊肉（ラム肉）の取引について、パッカーに取引情報の報告を義務付ける法律（家畜取引情報報告義務法（仮訳）1999 年制定、2010 年改訂 2015 年まで延長）を定めて、情報を収集している。

２．　情報収集

（１）農家販売価格（農務省 AMS 調査）
　　５大市場（変動があり、取り扱いシェアは 35-65%と推定されている）
　　規格、牛肉の場合：チョイス・去勢
（２）卸売価格（大手パッカーの報告）
　　処理頭数、年間１２５千頭以上のパッカーによる報告
　　（経費はパッカー負担、取り扱いシェアは 90%以上）
（３）小売価格　（農務省が大手量販店から電子情報で購入）
　　販売シェアは 20%程度

３．　公表方法

米国農務省ホームページ上に毎月公表
公表日は次の月の中旬（例えば 2012 年 11 月分は 2012 年 12 月 14 日に公表した）